平成２９年（フ）第１２号
大分県豊後大野市三重町玉田500番地
債務者　猪原　秀光
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第５５９号
神戸市垂水区山手６丁目３番１―703号
債務者　勝　　和也
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２３号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目１番30号　新井ハイツ201号
債務者　笹田　雅之
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２４号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目32番地15
債務者　森留　將雄
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２５号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目32番地15
債務者　森留　絢子（旧姓阪上）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３５号
神戸市兵庫区三川口町２丁目５番８―901号、従前の住所神戸市長田区細田町３丁目５番17号
債務者　小谷　義弘
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４１号
神戸市東灘区北青木２丁目６番15―208号、住民票上の住所神戸市東灘区青木２丁目16番20―603号
債務者　雄城　拓実
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８７号
愛知県春日井市六軒屋町字松山40番地４、従前の住所愛知県春日井市柏原町３丁目207番地２
債務者　吉川　文明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２９４号
名古屋市中区金山５丁目８番８号　マルジンマンション208号
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２６号
奈良県桜井市大字西之宮228番地の８
債務者　森井　智子（旧姓市田）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７０号
松江市学園２―16―35―1501、住民票上の住所東京都豊島区巣鴨１丁目27番10号　グラントゥルース巣鴨302号
債務者　西坂　希美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８３号
松江市北堀町81番地７　コーポミナリ203号
債務者　倉谷　泰仁
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５０号
青森市橋本３丁目19番14号　グリーンコーポリュウケン３号
債務者　會津とも子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
山口市大内御堀4021番地12
債務者　杉山　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７４号
千葉県船橋市旭町２丁目４番34号、開始決定時の住所千葉県船橋市芝山３丁目30番６棟501号
破産者　岡田　晃男
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６７３号
千葉県船橋市東町876番地１　日信ビューハイツ201号
破産者　竹口　泰弘
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０４号
千葉市若葉区大宮台１丁目11番12号
破産者　小泉　殖康
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係